

令和8年度 HACCP訪問アドバイス事業について

食を取り巻く環境変化や国際化に対応し、食の安全を確保するために食品衛生法が改正され、令和3年6月から小規模飲食店をはじめとする全ての食品関連事業者に対し、「HACCPに沿った衛生管理」が義務付けられました。

区には対象となる施設が約19,000件あり、このうち約6割(約11,000件)が小規模飲食店です。まずは大半を占める小規模飲食店に対し「HACCPに沿った衛生管理」の導入を確実にするため、令和6年度より新規及び更新申請時の立ち入り検査時において1件ずつ全ての施設のHACCP導入状況を確認し、必要な支援を行ってきました。令和7年度からは保健所職員だけでは対応しきれない施設への支援を業務委託する【HACCP訪問アドバイス事業】を開始し、令和8年度はアドバイス事業の内容の充実を図ります。

1. 実施内容

令和7年度から開始した【HACCP訪問アドバイス事業】は、保健所が委託した事業者(食品衛生の有識者)が保健所の指定する店舗を訪問し、『食品衛生管理ファイル』を用いて衛生管理計画の作成や記録表のつけ方等のアドバイスを行う内容です。

令和7年度は食品取扱い全般の基礎となる<一般衛生管理>が徹底されるよう支援を行いました。令和8年度はさらに店舗ごとの食品の調理や提供に関して注意すべき<重要管理>についても徹底が図られるようアドバイスを行うなど導入支援を強化します。

2. 実施状況

	実施予定数	実施件数	委託事業者
令和7年度	100件	81件 (令和8年1月末)	株式会社エムジー商品試験センター (東京都中央区明石町2-1)
令和8年度	100件	—	—

3. 実施方法

1) 対象施設の抽出

保健所職員が施設に立ち入った際、「衛生管理計画」が作成できてない施設をリスト化し、委託事業者に訪問を依頼します。

2) 訪問日程の打合せ

委託事業者が対象施設に連絡し、訪問する日時を決定します。

<訪問対応日時> 平日(月~金) 9~17時

3) 訪問当日

『食品衛生管理ファイル』を一緒に作成します

委託事業者がお店を訪問し、衛生管理計画の作成をサポートをします。

※所要時間は 30分 程度

※費用はかかりません(無料)

<訪問アドバイス事業に関する問い合わせ先>

中央区保健所 生活衛生課 食品安全推進担当

住 所：東京都中央区明石町12-1 電 話：03-3541-5939